

とちぎしきょうせいしゃかいじつげん しょう しゃさべつかいしょうすいしんじょうれいしこう き  
栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例施行規  
則

しゅし  
(趣旨)

だい じょう きそく とちぎしきょうせいしゃかいじつげん しょう しゃさべつかいしょう  
第1条 この規則は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消  
すいしんじょうれい へいせい ねんとちぎ しじょうれいだい ごう じょうれい  
推進条例（平成31年栃木市条例第 号。以下「条例」という。）の  
しこう かん ひつよう じこう さだ  
施行に関し必要な事項を定めるものとする。

もうした  
(あっせんの申立て)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい もうした て もうしたて  
第2条 条例第18条の規定によるあっせんの申立ては、あっせん申立  
しょ べつきようしきだい ごう おこな  
書（別記様式第1号）により行うものとする。

かんこく  
(勧告)

だい じょう じょうれいだい じょうだい ごう きてい かんこく かんこくしょ べつきようしきだい  
第3条 条例第20条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第  
ごう おこな  
2号）により行うものとする。

こうひょう  
(公表)

だい じょう じょうれいだい じょうだい1こう きてい そのたきそく さだ る じこう かんこく  
第4条 条例第21条第1項に規定するその他規則で定める事項は、勧告  
う たいしょう じぎょうしゃ しめいおよ じゅうしょ ほうじん た だんたい  
を受けた対象事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、  
めいしょうおよ だいひょうしゃ しめいなら しゅ じむしょ しょざいち なら こうひょう  
その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の  
りゆう  
理由とする。

2 じょうれいだい じょうだい ごう きてい こうひょう こくじ た てきとう みと  
条例第21条第1項の規定による公表は、告示その他の相当と認めら  
れりゆう  
れる方法により行うものとする。

いいんかい かいぎ  
(委員会の会議)

だい じょう とちぎしじょう しゃさべつかいしょうすいしんいいんかい い か いいんかい  
第5条 栃木市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）  
かいぎ いいんちょう しょうしゅう ぎちよう いいん いしよくご  
の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後  
さいしょ かいぎ しちょう しょうしゅう  
最初の会議は、市長が招集する。

2 <sup>いいんかい</sup> 委員会は、<sup>いいん</sup> 委員の<sup>はんすういじょう</sup> 半数以上が<sup>しゅつせき</sup> 出席しなければ<sup>かいぎ</sup> 会議を<sup>ひら</sup> 開くことができない。

3 <sup>かいぎ</sup> 会議の<sup>ぎじ</sup> 議事は、<sup>しゅつせき</sup> 出席委員の<sup>いん</sup> 過半数をもって<sup>けつ</sup> 決し、<sup>か</sup> 可否<sup>ひどうすう</sup> 同数のときは、<sup>ぎちよう</sup> 議長<sup>けつ</sup> の決するところによる。

4 <sup>いいんかい</sup> 委員会は、<sup>ひつよう</sup> 必要があると<sup>みと</sup> 認めるときは、<sup>いいん</sup> 委員<sup>いがい</sup> 以外の<sup>もの</sup> 者を<sup>かいぎ</sup> 会議に<sup>しゅつせき</sup> 出席させ、その<sup>いけん</sup> 意見を<sup>き</sup> 聴くことができる。

(<sup>しゅひぎむ</sup> 守秘義務)

第6条 <sup>だいいじょう</sup> 委員会の<sup>いいんかい</sup> 委員は、<sup>いん</sup> 職務<sup>しよくむじょうし</sup> 上<sup>え</sup> 知り<sup>ひみつ</sup> 得た<sup>た</sup> 秘密<sup>も</sup> を他に漏らしてはならない。その<sup>しよく</sup> 職を<sup>しりぞ</sup> 退いた<sup>あと</sup> 後も<sup>どうよう</sup> 同様とする。

(<sup>しよむ</sup> 庶務)

第7条 <sup>だいいじょう</sup> 委員会の<sup>いんかい</sup> 庶務は、<sup>しよむ</sup> 保健福祉部<sup>ほけんふくしぶ</sup> 障<sup>ぶ</sup> がい<sup>ふくしか</sup> 福祉課<sup>ふくしか</sup> において<sup>しより</sup> 処理する。

(<sup>ほそく</sup> 補則)

第8条 <sup>だいいじょう</sup> この<sup>きそく</sup> 規則に<sup>さだ</sup> 定める<sup>もの</sup> のほか、<sup>ひつよう</sup> 必要な<sup>じこ</sup> 事項は、<sup>べつ</sup> 別に<sup>さだ</sup> 定める。

(<sup>ふそく</sup> 附則)

この<sup>きそく</sup> 規則は、<sup>へいせい</sup> 平成31年<sup>ねん</sup> 4月<sup>がつ</sup> 1日<sup>にち</sup> から<sup>しこ</sup> 施行する。ただし、<sup>だいいじょう</sup> 第2条<sup>だいい</sup> から<sup>だいいじょう</sup> 第4条<sup>だいい</sup> まで、<sup>じょう</sup> 別記様式<sup>べつきようしきだい</sup> 第1号<sup>ごうおよ</sup> 及び<sup>べつきようしきだい</sup> 別記様式<sup>ごう</sup> 第2号<sup>きてい</sup> の<sup>どうねん</sup> 規定は、<sup>がつ</sup> 同年10月<sup>にち</sup> 1日<sup>にち</sup> から<sup>しこ</sup> 施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

あつせん申立書

ねん がつ 日にち

(宛先) 栃木市長

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第18条の規定により、次のとおり申し立てます。

申立人	氏名	印
	住所	
	電話番号	
差別を受け たとされる もの 者	申立人本人の場合は記入不要です。	
	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 (記入不要)
差別をした とされるもの 者	申立人との関係	
	事業者氏名 (法人等にあつては名称及び 代表者の氏名)	
	住所	
差別の概要		
求めるあつ せんの内容		
その他参考 となる事項		

べっ き ようしきだい ごう だい じょうかんけい  
別記様式第2号（第3条関係）

かんこくしよ  
勧告書

ねん がつ にち  
年 月 日

さま  
様

とちぎしちよう  
栃木市長



とちぎしきょうせいしゃかいじつげん しょう しゃさべつかいしょうすいしんじょうれいだい じょうだい  
栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第20条第

こう きてい つぎ ひつよう そち こう かんこく  
2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

<p>かんこく ないよう 勧告の内容</p>	
<p>かんこく りゆう 勧告の理由</p>	

ちゆう かんこく したが ばあい とちぎしきょうせいしゃかいじつげん しょう  
(注) この勧告に従わない場合は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第21条第1項の規定により、事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、勧告の内容並びに公表の理由を公表することがあります。